

越前市公告

公募型プロポーザルに係る手続き開始について

下記の業務について、公募型プロポーザルに係る手続き開始にあたり、参加希望者の募集を行うので次のとおり公告する。

令和7年10月24日

越前市長 山田 賢一

1 業務概要

(1) 業務名

越前市水道施設運転管理業務包括委託

(2) 委託の範囲

- ア 運転監視業務
- イ 巡視点検・設備保全業務
- ウ 水質管理業務
- エ 防犯業務
- オ 維持管理業務
- カ 事務業務
- キ 修繕等業務
- ク 管理・調達業務
- ケ 漏水調査業務
- コ 業務引継ぎ
- カ その他

(3) 契約上限額（5年間総額）

733,770,000円（消費税及び地方消費税含む）

なお、この金額は契約（予定）金額を示すものではなく、業務内容の規模を示すものであることに留意すること。また、参考見積金額は、上記の契約上限額を超えてはならないものとする。

(4) 契約形態

5年間の複数年契約とする。

ただし、本市と受注者双方協議の上、本契約期間を変更することができる。

(5) 契約締結日（予定）

令和8年1月13日（火）

(6) 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

なお、本契約締結日から令和8年3月31日までの期間は準備期間とし、受託候補者は本業務開始時から円滑に業務を履行することができるよう自己の責任と負担において、業務に係る引継ぎ、業務従事者の確保及び研修等を行うものとする。

2 参加資格要件

プロポーザルへの参加を申込む事業者（以下「参加申込事業者」という。）に必要とされる資格要件は次のとおりとする。

- (1) 共同企業体(以下「J V」という。)又は複数企業・組合により構成される特別目的会社(以下「S P C」という。)のいずれかとし、構成企業（以下「構成員」という。）のうち、1社以上は、越前市内に主たる営業所を有し、かつ越前市水道事業に関する履行実績を有すること。
- (2) J V又はS P C（以下「J V等」という。）の代表企業は、福井県内に主たる営業所若しくは契約を締結する権限を有する支店・営業所があること。
- (3) J V等は、代表企業若しくは構成企業の内1社が日本国内で給水人口5万人以上の水道施設において同種業務を元請又はJ V等の代表企業として3年以上受託した実績を有すること。
- (4) J V等の構成企業数は、2社又は3社とすること。
- (5) J V等の代表企業の出資比率は最大であること。また2社の場合、構成員の最小の出資比率は30%以上、また3社の場合、構成員の最小の出資比率は20%以上であること。
- (6) J V等の構成員は、同一案件に係る他の構成員でないこと。なお、有資格者は構成員のいずれかに3ヶ月以上の継続的な雇用関係が確認できる者であること。
- (7) J V等は、本業務開始時において次の有資格者を配置すること。
 - ア 水道法第24条の3第3項に規定する「受託水道業務技術管理者」の資格を有し、かつ、浄水場運転管理の実務経験を3年以上保有する者
 - イ 水道浄水施設管理技士3級以上の資格を有する者
 - ウ 電気工事士の資格を有する者
 - エ 電気主任技術者の資格を有する者
 - オ 危険物取扱責任者乙種4類の資格を有する者
- (8) 構成員は、令和7年度の越前市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (9) 構成員は、公示日から契約締結日までの間において福井県又は越前市において指名停止等を受けている期間中でない者
- (10) 構成員は、参加申込時点において以下の要件に該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する

者

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立その他類似の倒産手続きを開始している者
- ウ 法人税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- エ 県内に本店又は営業所等を有する法人又は団体にあつては、県税を滞納している者
- オ 市内に本店又は営業所等を有する法人又は団体にあつては、市税を滞納している者
- カ 事業主若しくは団体の役員等（以下「役員等」という。）が暴力団員であること若しくは事業の経営に暴力団員が事実上参加していること若しくは役員等が知りながら暴力団員を雇用し、暴力団員を利用し、若しくは暴力団の維持に関与していること又は役員等が知りながらこれらに該当しているものと契約を締結していること（法令の規定により契約の締結の義務がある場合を除く。）が明白であるとき。

3 一般事項

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期限	備考
公告	令和7年10月24日（金）	
質問受付締切り	令和7年10月31日（金）	
質問回答	令和7年11月 6日（木）	
参加表明書の受付締切り	令和7年11月10日（月）	
第1次審査（書類審査）	令和7年11月14日（金）	
参加資格審査結果通知	令和7年11月20日（木）	予定
企画提案書等受付締切り	令和7年11月27日（木）	予定
第2次審査（第2回審査会）	令和7年12月12日（金）	予定
審査結果通知	令和7年12月19日（金）	予定
契約締結	令和8年 1月13日（火）	予定
業務引継期間	契約締結～令和8年3月31日（水）	
委託業務開始	令和8年 4月 1日（水）	

※ 都合により日程を変更する場合がある。

4 質問書の提出及び回答方法

- （1）提出期限 令和7年10月31日（金）午後5時まで（必着）

※土曜日、日曜日及び祝日は除く

(2) 提出方法

電話連絡の上、質問書（様式第9号）により、持参又は郵送若しくは電子メールで提出すること。

※提出先アドレスは「suidou@city.echizen.lg.jp」とする。

※件名は「質問：水道施設運転管理業務包括委託に係るプロポーザルに関する事」とすること。

(3) 回答予定日 令和7年11月6日（木）

(4) 回答方法

質問内容及びその回答を市ホームページに掲載する。

5 参加申込手続き

参加申込事業者は、参加表明書と次に掲げる添付書類を全ての構成員について提出するものとする。

(1) 提出期限 令和7年11月10日（月）午後5時まで（木）（必着）

※土曜日、日曜日及び祝日は除く

(2) 提出先 越前市建設部上下水道課

(3) 提出方法 郵送又は持参とする。なお、郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

(4) 提出書類 参加表明書（様式第1号）と次に掲げる添付書類

ア 添付書類

A 会社概要（様式第2号）（会社案内等パンフレットでも可）

B 業務実績調書（様式第3号）

C 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可 発行後3箇月以内のもの）

D 財務諸表（直近2箇年の貸借対照表及び損益計算書等）

E ・納税証明書（市税に滞納のない旨の証明書）（写し可 発行後3箇月以内のもの）

・納税証明書（法人税及び消費税又は地方消費税に滞納のない旨の証明書）（写し可 発行後3箇月以内のもの）

F J Vで参加申込する場合

(A) 共同企業体概要書（様式第4号）

(B) 共同企業体協定書（別添様式）

(C) 業務の実施体制調書（様式第5号）

(D) 配置予定技術者調書（様式第5号の1、様式第5号の2）

(E) 委任状（様式第6号）

G S P Cで参加申込する場合

(A) 特別目的会社協定書（別添様式）

(5) 提出部数 2部

(6) 参加資格結果通知

なお、参加表明書の提出を受け、第1次審査（書類審査）において審査を行い、参加資格を有すると認めた者にあつては第1次審査結果通知書（様式第10号の2）にて書面により通知する。

6 企画提案書の提出

第1次審査結果通知書（様式第10号の2）にて企画提案書等の提出を要請された者は、要求水準書により企画提案書等を作成し提出するものとする。

(1) 提出期限 令和7年11月27日（木）午後5時まで（必着）

※土曜日、日曜日及び祝日は除く

(2) 提出先 越前市建設部上下水道課

(3) 提出方法 郵送又は持参とする。なお、郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

(4) 提出書類

ア 企画提案書（様式第7号）

※企画提案書に記載すべき内容等は実施要領を参照。

イ 見積書及び積算内訳書（任意様式）

※見積書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を記載すること。

ウ 上記ア・イの電子データ（CD又はDVD）（ファイル形式はオフィスアプリケーションやPDFとする。）

(5) 提出部数 原本1部、副本8部（複写可）

7 審査方法

プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

参加資格要件を満たす者の中から、提出書類（参加表明者）を審査し、一定基準に達し、かつ、効果が期待できる者を選定する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

企画提案書等についてのプレゼンテーション等を実施し、総得点が高い者から順に順位付を行い、最も高い者及び次点の者を特定する。なお、総得点が総配点の60点に満たない事業者は、上記の規定に関わらず受託候補者とししない。また、企画提案事業所が1者の場合、第2次審査を実施し総得点70点以上を受託候補者とする。

8 第2次審査（プレゼンテーション等）の実施方法

企画提案書を基に、次のとおり審査会が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒ

アリングを実施する。

- (1) 企画提案事業所の持ち時間は、概要説明を30分以内、ヒアリングを20分程度実施する。
- (2) プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に基づいて説明し、補足説明資料その他の追加資料の提出及び説明はできないものとする。
- (3) 出席人数は、企画提案書等の内容を熟知している者で4名以内とする。
- (4) 企画提案事業所が1者しかなかった場合でも、参加資格要件を備えている限りプレゼンテーションは実施する。

9 受託候補者の選定

審査会は企画提案書、プレゼンテーション等の内容及び参考見積額について総合的に判断し、総得点が最も高い企画提案事業所を受託候補者として選定する。

なお、審査結果は、全企画提案者に対しプロポーザル審査結果通知書（様式第10号の1）にて書面により通知する。

10 その他

書類の作成等にあたってはこの公告のほか、越前市水道施設運転管理業務包括委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び要求水準書を参照すること。